

○財務省告示第七十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成三十年六月二十日に発行した割引短期国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年七月六日
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	償還期限
国庫短期証券（第七百六十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で五千四百八億九千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとする。	平成三十年六月二十日	額面金額百円につき百円十三銭	平成三十一年六月二十日

